

国民健康保険

後期高齢者医療に

加入しているみなさんへ

↓問合せ 保険課 ☎274-8545

山梨県後期高齢者医療連合

☎236-5671

令和3年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、7月1日(本算定日)に1年間の税額が決定します。

国民健康保険

▼国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算し算定します(表1・例1)。

医療保険分および後期高齢者支援金分は、すべての国民健康保険加入者に課税されます。介護納付金分は40歳から64歳の国民健康保険加入者に課税されます。65歳以上の人は「第1号被保険者」となり、介護保険制度で介護保険料が課されます。

(表1) 令和3年度国民健康保険税の税率・税額

区分	課税対象額	医療保険分 (すべての被保険者)	後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	介護納付金分 40歳～64歳の被保険者
所得割額	課税標準額 (注)	7.57%	2.33%	1.86%
均等割額	被保険者 1人あたり	3万1,300円	9,600円	9,800円
平等割額	1世帯あたり	2万2,700円	6,900円	4,600円
限度額		63万円	19万円	17万円

(注) 課税標準額 = 前年中所得 - 43万円(基礎控除額)

▼今年度から適用される改正点

税制改正により公的年金と給与の所得が最大10万円引き上げられたことに伴い、国民健康保険税を計算する際の基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられました。また、同様の理由で所得が低い世帯に対する軽減措置についても、軽減判定所得が見直されました(表2)。

▼国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税には、所得の低い人の負担を軽減するため、均等割額・平等割額の7割、5割、2割を軽減する軽減措置があります(表2)。

※所得がなくても、住民税申告をしないと措置が受けられないので、必ず申告してください。

▼納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主本人が社会保険などに加入している場合や、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人も納税義務者になります。

▼特別徴収(年金からの天引き)

すでに年金から天引きされている世帯の保険税は、7月1日(本査定)に決定する年税額から、4月、6月、8月で徴収した額を差し引き、残りが10月、12月、翌年2月に受給する年金から天引きされます。

▼普通徴収(納付書または口座振替での納付)

納税通知書が7月中旬に発送され、納期は年8回(7月から翌年2月まで毎月)です。納付方法は、納付書により金融機関やコンビニエンスストア、PayPayなどで直接納める「納付書払い」と、あらかじめ指定

(表2) 国民健康保険税均等割額・平等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得金額など
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

(例2) 令和3年9月20日に75歳になる場合

- ・ 令和3年4月～8月まで国民健康保険で賦課(5か月分を課税)
- ・ 令和3年9月～令和4年3月まで後期高齢者医療制度で賦課(7か月分を課税)

した口座から納付期限の日に自動的に引き落とす「口座振替」の2種類があります。

□ 口座振替を希望する人は、市役所、玉穂・豊富支所または市内の金融機関に備え付けてある口座振替依頼書に必要事項を記入し、引き落としを希望する金融機関に提出してください。

▼年度の途中で75歳になる人の国民健康保険税

誕生日前月まで国民健康保険で賦課され、誕生日の属する月からは後期高齢者医療制度で賦課されます(例2)。

(例1) 国民健康保険税の算定方法

(例) 中央一郎さんの世帯の場合

国民健康保険に2人加入していて、世帯主の一郎さん(66歳)は、年金収入120万円(所得10万円)、農業所得50万円、妻の春子さん(59歳)はパート収入103万円(所得48万円)。

氏名	前年所得額	課税対象額(所得額-43万円)
中央 一郎	60万円	17万円
春子	48万円	5万円
合計	108万円	22万円

▶ 医療保険分の計算方法

① 所得割額…

世帯の合計課税対象額(22万円)×所得割(7.57%)
= 1万6,654円

② 均等割額…加入者数(2人)×3万1,300円
= 6万2,600円

③ 平等割額…1世帯につき2万2,700円
医療保険分合計

①+②+③=10万1,900円(100円未満切捨て)

▶ 後期高齢者支援金分の計算方法

④ 所得割額…

世帯の合計課税対象額(22万円)×所得割(2.33%)
= 5,126円

⑤ 均等割額…加入者数(2人)×9,600円
= 1万9,200円

⑥ 平等割額…1世帯につき6,900円

後期高齢者支援金分合計

④+⑤+⑥=3万1,200円(100円未満切捨て)

▶ 介護納付金分の計算方法

※中央一郎さんは、65歳以上の人が加入する介護保険制度で介護保険料を納めているため、国民健康保険税では介護保険分は課税されません。

⑦ 所得割額…介護保険対象者の課税対象額(5万円)
×所得割(1.86%)=930円

⑧ 均等割額…加入者(1人)×9,800円=9,800円

⑨ 平等割額…1世帯につき4,600円

介護納付金分合計

⑦+⑧+⑨=1万5,300円(100円未満切捨て)

年間保険税額

合計金額は14万8,400円(10万1,900円+3万1,200円+1万5,300円)ですが、中央一郎さんの世帯は5割軽減世帯に該当するため、均等割額と平等割額が減額計算され、年間保険税額は8万5,500円になります。

後期高齢者医療制度

▼ 後期高齢者医療被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証の有効期限は令和3年7月31日です。令和2年度の保険料を完納されている人には、7月中旬に新しい被保険者証を郵送しますが、保険料に未納がある人は有効期限の短い被保険者証になる場合があります。

※有効期限が切れた被保険者証はご自身で破棄してください。

▼ 保険料について

7月に令和3年度後期高齢者医療保険料が決定されます(表3)。

今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者の人は令和3年7月1日までに資格を取得されている人です。7月2日以降に資格を取得した被保険者の人には、取得月の翌月に通知書などを郵送します。

▼ 保険料の軽減について

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます(表4)。

▼ 被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度の資格取得日前日に職場の健康保険などの被扶

(表3) 保険料の決定

被保険者の保険料(100円未満切り捨て) ※賦課限度額 64万円
II
均等割額 4万490円
+
所得割額 (前年中の所得-43万円)×7.86%

養者だった人は、加入後2年を経過する月までの期間(加入した月から24か月までの期間)に限り所得割額はなく、均等割額が5割軽減となります。

ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

▼ 自己負担割合

後期高齢者医療被保険者は、医療機関の窓口で総医療費の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担します。保険証の更新時に、前年の所得に応じて自己負担割合を判定します。

(表4) 保険料均等割額の軽減

対象の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	
	本則	令和3年度～
43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)以下	7割	7割
43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1) +28万5,000円×被保険者数以下	5割	5割
43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1) +52万円×被保険者数以下	2割	2割

※公的年金を受給されている人は、均等割軽減判定時に15万円が控除されます。

▼基準収入額適用申請書

住民税課税所得金額が145万円以上の被保険者(現役並み所得者)がいる世帯の医療費負担割合は3割ですが、一定基準額(注)未満の場合、基準収入額適用申請をすると1割になります。該当者には申請書を郵送しています。

(注)一定基準額とは、同一世帯に後期高齢者医療制度に加入している被保険者が、一人の場合(単身世帯)と二人以上の場合(複数世帯)にそれぞれ定められた収入額の基準です。

単身世帯…383万円
複数世帯…520万円

▼保険料の納付方法

特別徴収(年金から天引き)の人には、7月中旬に保険料額決定通知書および特別徴収開始通知書が郵送されます。

すでに年金から天引きされている人は、本算定された年額から4月、6月、8月で徴収した額を差し引き、残りが10月、12月、翌年2月に受給する年金から天引きされます。

普通徴収の人(納入通知書で金融機関やコンビニエンスストアなどで納める人あるいは口座振替で納める人)は、7月中旬に保険料額決定通知書および納入通知書が郵送されます。納期は年8回(7月から翌年2月まで毎月)です。

口座振替の人は、決定通知書に記載された納期限の日に指定口座から引き落としされます。

納期限を確認し、納め忘れや残高不

足のないようにご注意ください。また各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状を発送します。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者被保険者で住民税非課税世帯の人は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までの負担で済み、入院時の食事代が減額されます。

申請方法などの詳細はお問い合わせください。すでに認定を受け8月の更新後も対象になる人は、申請は不要です。認定証は山梨県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

▼医療費通知について

後期高齢者医療制度に加入している人の健康意識向上を目的として医療費通知を発送しています。

みなさんから寄せられた意見をもとに、医療費控除の申告手続きに使用する人の利便性を考慮し、令和3年度から医療費通知の発送時期や記載される診療月などが変更されます。また、発送する郵送物も文字を大きくし、一人につき一通のわかりやすいものにするため「はがき」から「封書」に変わります(表5)。

(表5) 医療費通知の変更点

年度	発送時期と回数	記載される診療月	発送されるもの
令和2年度	令和3年2月末の1回発送	令和2年1月～12月	はがき
令和3年度	令和4年1月末の1回発送	令和2年12月～令和3年11月	封書



令和3年12月診療分は令和4年1月末に発送する医療費通知には記載されず、1年後の令和5年1月末に発送する医療費通知に記載されます。医療費控除の申告手続きを行う場合は、令和3年12月診療分の領収書が必要になるので、必ず保管しておきましょう。

※みなさんが病院などを受診した情報、受診した月の2か月後に山梨県後期高齢者医療広域連合に提供されます。印刷期間も含めて医療費通知の発送には3か月程度かかります。